

議案第 32 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 5 月 18 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正)

第1条 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(令和元年桐生市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項」に改める。

第9条第1項第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項第5号エ中「溢水」を「氾濫」に改める。

第14条第1項第3号中「溢水」を「氾濫」に改め、同項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

(桐生市手数料条例の一部改正)

第2条 桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

3 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による宅地造成の許可の申請に対する審査	
--	--

」

を

「

3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。)第8条第1項の規定による宅地造成の許可の申請に対する審査	
---	--

」

に、

「

4 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成の変更の許可の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 420,000 円を超えるときは、その手数料の額は 420,000 円とする。
--	---

」

を

「

4 旧法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成の変更の許可の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 420,000 円を超えるときは、その手数料の額は 420,000 円とする。
--	---

」

に、

「

(2) 新たな切土又は盛土をする土地の編入に係る変更	1 件につき新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定する額。
----------------------------	--

」

を

「

(2) 新たな切土又は盛土をする土地の編入に係る変更	1 件につき新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定する額
----------------------------	---

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下「改正法」という。)附則第 2 条第 1 項に規定する経過措置期間における、第 1 条の規定による改正後の桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 14 条第 1 項第 4 号の宅地造成等規制法の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」とあるのは「改正法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

## 議 案 説 明

### 議案第 32 号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

宅地造成等規制法の一部改正により法律名が改められること等から、法律名を引用する関係条例について、所要の改正を行おうとするものです。